

綾部市子育て支援医療制度が高校生年代まで拡充されます！

令和8年12月診療分から、ここが変わります！

① 通院の助成対象を拡大！

高校生年代の通院

今まで
× 助成対象外



令和8年12月から
○ 助成対象

② 入院は「償還払い」から「現物給付」に変わります

入院については、これまでも高校生年代まで助成の対象でしたが、給付方法を変更します。

今まで
一旦医療費を支払う
↓
後日市へ請求（償還払い）



令和8年12月から
受給者証を提示
→窓口で自己負担額分(1か月1医療機関200円)をお支払い(「現物給付」)
※保険給付の対象とならない費用は別途お支払いが必要です。

高校生年代に受給証を交付します

今回の制度拡充に伴い、対象となる高校生等には「綾部市すこやか子ども医療費受給者証」（空色）を交付します。（この制度を受けるためには、受給者証が必要です。）

※受給者証の申請方法は表面参照

自己負担額について

1か月1医療機関200円

保険給付の対象とならない費用（薬の容器代、文書料、初診時の特別料金等）や入院時の食事代等は200円とは別に本人負担となります。

医療機関を受診するとき(入院・通院)

次のものを窓口で提示してください。

- ① マイナ保険証等
- ② 綾部市すこやか子ども医療費受給者証（空色）

※府内の医療機関に限ります。